

現況届提出のお願い

独立行政法人農業者年金基金

現況届は、年金受給権者の方が年金を受給する資格があるか否かについて、農業者年金基金法の定めるところにより、毎年1回確認するものです。

同封の現況届用紙に必要事項を記入・署名のうえ、平成30年6月中に、農業委員会に提出してください。

農業委員会は、あなた様の住所地の市区町村役場内にあります。

なお、期限内に提出がなかった場合は11月の支払いから提出されるまでの間、年金の支払いを差し止めさせていただくこととなりますので、お忘れにならないよう十分ご注意ください。

※現況届用紙は機械で読み取ります。用紙を汚したり折り曲げたりしないようご注意ください。

【よくあるお問い合わせ】

- ◎ 現況届は市区町村役場の支所や出張所に提出できますか？
→市区町村役場の支所、出張所に直接ご確認ください。
- ◎ 現況届を農業委員会まで持って行けない場合は？
→農業委員会に郵送先などについて、ご確認ください。
- ◎ 記入を間違った場合は？
→間違ったところは、二本線を引き、余白に書き直してください。訂正印は不要です。
- ◎ 用紙を紛失したり、汚してしまった場合は？
→農業委員会に置いてある「手書き用現況届」をお使いください。
- ◎ 受給権者の方がお亡くなりになっている場合は？
→現況届の提出は不要です。死亡届等の手続きをお近くのJA(農業協同組合)で行ってください。
- ◎ 住所変更をした場合は？
→現況届は、新しい住所地の農業委員会に提出してください。また住所変更の手続きをお近くのJA(農業協同組合)で行ってください。
- ◎ 東日本大震災で被災し、一時避難中の場合の提出先は？
→農業者年金基金にご登録いただいている住所地の農業委員会となります(郵送でも受け付けます。)

【提出する前にお読みください】

1. 同封している現況届用紙の自己チェックを記入し、支給停止事由に該当しないことを確認のうえ、現況届の「受給権者の欄」(代理人の方が記入する場合は「代理人の欄」も)に自署してください。

※ 農業経営を再開しているなど、支給要件を満たさないまま受給し続けているケースが見受けられるため、毎年の現況届の提出に併せて確認・記入をお願いするものです。自己チェックが漏れていると現況届は受理できませんので、記入漏れ・記入誤りがないよう、ご注意ください。

2. 農地等を新たに取得又は借り入れたり、貸し付けていた農地等の返還があったり、農業経営を再開している場合等で支給停止事由に該当する場合には、同封の現況届は提出できません。
3. 農地等の返還を受けて新たな経営移譲先が見つからない場合は、農地中間管理機構に貸し出すことについて、農業委員会にご相談ください。

4. ①農業所得の納税申告名義、②経営所得安定対策等交付金の申請名義、③農業共済(NOS AI)の加入名義が経営移譲等の相手方に変更等されていない場合は、経営移譲年金及び特例付加年金の裁定取消又は支給停止となることがありますので、変更等されていない方は農業委員会にご相談ください。

支給停止事由に該当する場合には、「支給停止事由該当届」の提出が必要となりますので、農業委員会にご相談のうえ、お近くのJA(農業協同組合)に届出してください。

マイナンバー法に基づき地方公共団体情報システム機構に対してあなた様のマイナンバー情報を求め、収録を行っています。

収録したあなた様のマイナンバーについては、マイナンバー法に定める事務についての農業所得の照会等のみに利用し、適正に保管・管理いたします。